

# 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

### 保険・年金

#### 障害基礎年金をご存知ですか

障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳前または60～64歳に初診日（初めて医師の診療を受けた日であり、診断を受けた日ではありません）がある病気やけがなどで重い障害があり、日常生活に著しい支障がある場合に請求することができます。

ただし、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除・納付猶予・学生納付特例期間が合わせて3分の2以上あるか、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが要件となります。

なお、20歳前に初診日のある障害の場合は、本人の所得により、年金の支給が制限される場合があります。また、初診日が老齢年金を繰り上げ請求した後の場合、障害年金は請求することができなくなります。

原則として、65歳になる前までの手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。

☎国保年金課国民年金係、厚生年金加入中および第3号被保険者期間中に初診日のある方は杉並年金事務所 ☎3312-1511

#### 3年度介護保険料通知を発送します

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）全員に対し、3年度の介護保険料段階・年間保険料の通知を7月12日(月)に発送します。介護保険料段階は、3年度住民税課税状況等（2年中所得）を基に決定しています。

第1号被保険者の保険料の納め方は、特別徴収（年金からの引き落とし）と普通徴収（納付書払いまたは口座振替）があります。ご自身の納め方は、通知書で確認してください。本人の希望で特別徴収と普通徴収を選択することはできません。納付書払いの方は、同封の納付書でお支払いください。

#### ◆介護保険料の軽減

第1～3段階の方の介護保険料は、国の低所得者保険料軽減強化の実施（元年10月からの消費税増税に伴う財源の活用）により、下表のとおり引き下げています。

保険料段階	対象者	保険料額（年額） 軽減後
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員（一人世帯含む）が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方。または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万2440円
第2段階	世帯全員（一人世帯含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3万円
第3段階	世帯全員（一人世帯含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	5万4480円

#### ◆新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の休廃止、失業等の理由などで著しく収入が減少し、保険料を納めることができなくなった場合は、申請により保険料の減免等の制度があります。

#### ①減免の要件

### ① 感染症防止対策

下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良時の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

(1)新型コロナウイルス感染症により、3年4月以降に主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、3年中の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の項目全てに該当する方

- ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること
  - ・減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※減免内容は要件、前年の合計所得金額に応じて8割軽減～全額免除。

#### ②減免対象となる保険料

3年度分の保険料であって、3年4月1日～4年3月31日の間に納期限がある保険料

#### ③申請について

減免申請については7月12日以降、原則、郵送での申請を受け付けます。申請方法等についてはお問い合わせください。

☎介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654

#### 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間を延長します

国民健康保険加入で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができない方に支給している傷病手当金の適用期間を、9月30日まで延長します。支給を受けるためには申請が必要です。必ず事前に電話でお問い合わせください。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☎国保年金課国保給付係

### 募集します

#### 掲載広告

##### ◆広報すぎなみ

10～12月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する広告を募集します。

☒主な配布方法=新聞折り込み、区立施設、駅、コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望者への個別配布あり▶発行日=月2回（1日・15日）▶発行部数=約17万部▶掲載料=1号につき1枠1万円▶規格=縦10mm×横235mm▶掲載位置=広報紙中面下部欄外▶募集枠=各号4枠（1社につき1号1枠）☒申込書（広報課で配布。区ホームページからも取り出せます）に広告原稿案を添えて、8月2日（必着）までに同課広報係へ郵送・持参・ファクス・Eメール

##### ◆区ホームページ バナー広告

☒閲覧数=月平均約18万6000件（トップページ。元年度実績）▶掲載料=ひと月につき1枠2万円▶規格=GIF画像またはJPG形式。縦60ピクセル×横120ピクセル。4KB以下▶掲載位置=トップページ下部▶募集枠数=月20枠（1社につき月1枠）▶その他=毎月5日までの申し込みで翌月1日からの掲載 ☒申込書（広報課で配布。区ホームページからも取り出せます）に広告原稿案を添えて、同課広報係へ郵送・持参・ファクス・Eメール

…………… いずれも ……………

☎広報課広報係（区役所東棟5階 ☎3312-9911 ☒koho-suginami@city.suginami.lg.jp） ☒詳細は、区ホームページ参照

### 【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が中止または延期になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



#### 区営住宅(家族向け)、高齢者住宅「みどりの里」、都営住宅

##### ◆区営住宅（家族向け）の空き室待ち登録者

☒募集数=一般世帯向け23戸、障害者・高齢者世帯向け14戸

##### ◆高齢者住宅「みどりの里」の空き室待ち登録者

☒募集数=単身世帯27戸、2人世帯9戸

##### ◆都営住宅地元割り当ての空き室入居者

☒募集数=単身または2人世帯用2戸、2人以上世帯用1戸、高齢者（シルバーピア）単身世帯用8戸、高齢者（シルバーピア）2人世帯用2戸

…………… いずれも ……………

☒「申込みのしおり」配布期間=7月12日まで（各配布場所の休業日を除く）▶配布場所=区役所1階ロビー、住宅課（区役所西棟5階）、福祉事務所、区民事務所（平日夜間および休日は、区役所の夜間休日受付で配布）☒申込書を専用封筒で、7月14日（必着）までに郵送 ☒住宅課住宅運営係 ☒公開抽選会を8月10日(火)に区役所第4会議室（中棟6階）で実施。公開抽選会の時間、申し込み資格などの詳細は、「申込みのしおり」参照

#### ファミリーサポートセンター協力会員

☒保育園・学童クラブなどへの送迎やそれに伴う子どもの預かり、保護者の外出時などの子どもの一時的な預かりなど（会員宅や児童館などで）▶謝礼=1時間800円（早朝・夜間1000円）☒区内または区に隣接する区市在住の20歳以上で、各研修に参加できる方☒☎電話で、杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1021 ☒会員登録後、7月5日(月)の研修会に参加。詳細は、お問い合わせください

#### 東京都子育て支援員研修（第2期）の受講者

☒子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修▶募集コース=①地域保育コース②地域子育て支援コース③放課後児童コース④社会的養護コース▶研修実施時期等=9月から順次開始▶研修場所=都内（新宿区ほか）☒都内在住・在勤の方 ☒申込書（子ども家庭部管理課〈区役所東棟3階〉で配布。東京都福祉保健財団・東京リーガルマインドホームページからも取り出せます）を、7月15日（必着）までに①東京都福祉保健財団（〒163-0718新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階）②③④東京リーガルマインド（〒164-0001中野区中野4-11-10）へ郵送 ☒①東京都福祉保健財団 ☎3344-8533②③④東京リーガルマインド ☎5913-6225 ☒詳細は、募集要項（子ども家庭部管理課で配布予定）、東京都福祉保健財団・東京リーガルマインドホームページを参照

#### すだちの里すぎなみ入所希望者

すだちの里すぎなみ（今川2-14-12）は、地域生活移行型の障害者支援施設です。利用者は、地域生活に向けた訓練などを行っています。入所後は、地域生活が可能になった方から区内のグループホームなどへ順次移行していきます。

☒募集人数=若干名 ☒申込書（障害者施策課障害福祉サービス係〈区役所東棟1階〉、福祉事務所で配布。区ホームページからも取り出せます）を、7月30日（消印有効）までに同係へ郵送・持参 ☒募集・申し込み=同係▶入所希望者の推薦=障害者生活支援課就労支援担当

採用情報 ※応募書類は返却しません。

特別区職員

◆Ⅲ類(高卒程度)

第1次試験日=9月12日(日)▶受験資格=日本国籍を有する人で、平成12年4月2日~16年4月1日に生まれた方▶試験区分=事務

◆経験者

第1次試験日=9月11日(土)▶採用区分、試験・選考区分、主な受験資格=下表のとおり(いずれも昭和37年4月2日以降に生まれた方)

◆障害者

第1次選考日=9月12日(日)▶受験資格=日本国籍を有し、次の要件の全てを満たす方①次の(ア)~(イ)のいずれかに該当する(ア)身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている(イ)都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている(ウ)児童相談所等により知的障害者であると判定された(エ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている②平成2年4月2日~16年4月1日に生まれた③活字印刷文または点字による出題に対応できる▶試験区分=事務

◆就職氷河期世代

第1次選考日=9月11日(土)▶受験資格=日本国籍を有し、昭和45年4月2日~61年4月1日に生まれた方▶試験区分=事務

いずれも

試験・選考案内(申込書)の配布場所=人事課人事係(区役所東棟5階)、区民事務所(高円寺区民事務所除く)、地域区民センター(高円寺地域区民センター除く)、図書館、就労支援センター、特別区人事委員会事務局任用課▶7月15日午後5時(受信有効)までに特別区人事委員会ホームページから申し込み▶障害者選考=申込書を、7月14日(消印有効)までに特別区人事委員会事務局任用課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1)へ郵送。または特別区人事委員会ホームページからも申し込み可▶同課☎5210-9787、区人事課人事係▶採用予定数などの詳細は、採用試験・選考案内参照

〈経験者〉

Table with 3 columns: 採用区分, 試験・選考区分, 主な受験資格. Rows include 1級職, 2級職(主任), 3級職(係長級) with various job types like 事務・土木造園, 福祉, 児童福祉, 児童心理.

※業務従事歴は4年3月31日時点基準日とする。また、満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限る。
※I類採用試験【一般方式】および【土木・建築新方式】や、就職氷河期世代を対象とする採用試験に申し込んだ方は、試験区分や受験の有無に関わらず、経験者採用試験・選考の申し込み不可。

区ホームページのメンテナンスに伴いアンケートシステムを停止します

区ホームページのメンテナンスのため、7月12日(月)午前9時~午後4時の間アンケートシステム(※)を停止します。アンケートシステム以外は、通常どおり閲覧することができます。

※区長への手紙(区政へのご意見・ご要望)、区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)、ウェブアンケート(区政モニターアンケート、インターネットアンケート)、インターネットでの子育て相談、広報番組へのご意見・ご感想入力フォームのこと。

区広報課



子育て・教育

児童手当などの現況届の提出はお済みですか

児童手当・児童育成手当・児童育成(障害)手当を受給している方へ、現況届用紙を6月初旬に郵送しました。現況届の提出がないと6月分以降の手当を支給することができません。まだ提出していない方は、不足の書類がないかを確認の上、提出してください。

児童手当については、今年度より、前年度からの支給区分に変更があった方へのみ、お知らせ(通知書)を送付します。

※3月16日以降、杉並区に児童手当を申請した方については、認定後に順次現況届を送付しています。
区児童手当・児童育成手当については子ども家庭部管理課子ども医療・手当係、児童育成(障害)手当については障害者施策課障害者手当・医療係

健康・福祉

保健福祉サービス苦情調整委員制度

保健福祉サービスについて、本人、配偶者および親族等が苦情を申し立てることができます(1年以上過去の出来事、裁判で係争中または判決等のあった事項、議会に請願・陳情を行っている事項、医療行為に関する事などを除く)。

保健福祉サービス苦情調整委員と面談の上、「苦情申立書」を提出してください。

◇苦情調整委員相談日

相談は、3名の委員が交替で行います。
区月3回午後1時30分~4時(受け付けは午後3時ま

で)▶7~10月の相談日=7月7日(水)・15日(木)・20日(火)、8月4日(水)・12日(木)・17日(火)、9月1日(水)・9日(木)・14日(火)、10月6日(水)・14日(木)・19日(火)▶保健福祉部管理課(区役所西棟10階)▶電話または直接、同課保健福祉支援担当▶1人1時間

福祉サービス第三者評価の受審費助成

受審を予定している事業者は、各担当窓口へ申請してください。予算に限りがあるため、法令等で受審が要件となっていないサービスには、受審費の助成ができない場合があります。また、助成額には上限金額が定められています。

評価結果は、とうきょう福祉ナビゲーション▶http://www.fukunavi.or.jp/で公表しています。

申請期間=9月15日まで▶「杉並区福祉サービス第三者評価事業補助金交付要綱」で定める事業者▶高齢者分野は介護保険課事業者係、障害者分野は障害者施策課管理係

生活・環境

(仮称)荻外荘公園整備基本設計に関するオープンハウス

6年12月に史跡公園としての公開を目指し、荻外荘復原・整備を進めています。2年度にとりまとめた(仮称)荻外荘公園整備基本設計の内容についてオープンハウスを開催します。

①7月9日(金)午後3時~7時30分②11日(日)午後1時~5時▶荻窪地域区民センター(荻窪2-34-20)▶みどり公園課▶①②来場者には荻外荘応接間の敷瓦に描かれていた、建築家・伊東忠太のデザインといわれている龍の紋様が入ったラバーコースターをプレゼント(各100名〈先着順〉)▶パネル展示(同会場)=7月5日午前10時~7月11日午後8時

その他

原爆被爆者の方に見舞金を支給します

7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方に見舞金2万1000円を支給します。2年度中に見舞金を受給し、引き続き資格を有する方は申請の必要はありません。

被爆者健康手帳・本人の銀行口座が分かるもの・印鑑を持参の上、7月31日までに直接、障害者施策課障害者手当・医療係(区役所東棟1階)▶郵送=同係へ問い合わせ▶同係

審議会等のお知らせ

都市計画審議会

7月21日(水)午前10時~正午▶区役所第3・4委員会室(中棟5階)▶東京都市計画都市高速鉄道(西武鉄道新宿線)・東京都市計画道路(区画街路杉並区画街路第3号線)・東京都市計画道路(区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第1号線ほか5路線)・東京都市計画公園(富士見丘北公園)の変更案▶都市整備部管理課庶務係

総合教育会議

7月21日(水)午後2時~4時▶区役所第3・4委員会室(中棟5階)▶前年度の取り組みと成果、今年度の取り組みほか▶総務課総務係